

役員のための財務税務会社法ニュース
マネジメント・レポート
今回のテーマ： 租税条約等に基づく情報交換の状況

国税庁より、2013 年 7 月から 2014 年 6 月の租税条約等に基づく情報交換の実績が公表されました。

1. 「要請に基づく情報交換」件数の推移

「要請に基づく情報交換」とは税務調査において、国内で入手できる事実関係を十分に判明できない場合に、条約等締結相手国・地域の税務当局に必要な情報の収集・提供を要請するものです。

- ・決算書、申告書、登記情報、契約書、インボイス、銀行預金口座、税務調査内容等の情報が要請国に対して提供されます。
- ・タックスヘイブン国・地域の税務当局とも情報交換を実施しています。

	外国税務当局への要請（地域別）				外国税務当局からの要請
	アジア・大洋州	米州	欧州・その他	計	
2011 年	579 件	288 件	67 件	934 件	309 件
2012 年	331	166	38	535	151
2013 年	469	191	60	720	106

2. 「自発的情報交換」件数の推移

「自発的情報交換」とは、自国の納税者に対する税務調査等の際に入手した情報を自発的に外国税務当局に情報提供するものです。

- ・銀行等が提出する国外送金等調書を基に、資金の流れを資料化し、関係国の税務当局に提供しています。
- ・日本の居住者の国外財産の譲渡に係る情報を入手しています。

	外国税務当局への提供	外国税務当局からの提供
2011 年	412 件	339 件
2012 年	472	92
2013 年	6,881	3,062

3. 「自動的情報交換」件数の推移

「自動的情報交換」とは、法定調書等から把握した非居住者への配当・不動産所得・譲渡所得などの支払等に関する情報を、支払国の税務当局から受領国の税務当局へ一括して送付するものです。

- ・提供を受けた情報を照合し、税務調査における海外投資所得・国外財産の把握に使用されています。

	外国税務当局への提供	外国税務当局からの提供
2011 年	375 千件	190 千件
2012 年	91	125
2013 年	126	133

お見逃しなく！

- ① 金融機関は、その顧客が 100 万円超の送受金した場合には、氏名・名称、住所、送金金額、取引内容などを記載した国外送金等調書を税務署に提出します。
- ② 2015 年度税制改正大綱により、
 - ・一定の居住者は、2015 年 7 月以後、国外転出時に保有する有価証券等を、原則、売買したものみなして、譲渡所得等を計算することとなります。
 - ・財産債務明細書の提出要件に、2015 年分より、「その年の 12 月 31 日現在の財産合計額が 3 億以上であること、又は、上記国外転出をする場合の譲渡所得等の対象資産の合計額が 1 億円以上であること」が追加されます。